

令和3年11月

令和4年度 「私学振興予算等」 に関する

要 望 書

東京私立初等学校協会

東京私立初等学校父母の会連合会

要望事項

1. 私立小学校の経常費助成費等に対する
補助の拡充強化
2. 保護者負担教育費の公私間格差の是正
3. ICT環境の整備に向けた支援措置の拡充強化
4. 学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化
5. 教職員の研修・研究への助成拡充

東京都知事 小池 百合子 殿

東京私立初等学校協会
会長 重永 睦夫
東京私立初等学校父母の会連合会
会長 池田 幸寛

令和4年度「私学振興予算等」に関する要望

本年1月に発表された中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指しての総論冒頭において、これからの時代は先端技術の高度化によって「これまでとは『非連続』とも言えるほど劇的に変わる」と記されています。この激変に対応することが教育界に求められているということを深く自覚するものです。

東京私立初等学校協会は今年で創立87年目を迎えております。また、東京私立初等学校協会も構成団体である日本私立小学校連合会は令和3年で創立80周年の節目の年であります。1941年(昭和16年)「国民学校令」発令に合わせて、全国の私立小学校は廃校と閣議決定されました。これに対して、私どもの先達は「日本私立小学校連合会」を発足させ、廃校から免れることができました。日本私立小学校連合会80周年の今年、新たな気持ちで初等教育のために尽力しようと会をあげて誓っているところであります。

本協会の創立当初とは時代が大きく変わり、私立小学校に対して国や東京都から多大なる助成金やご支援を受けております。まことにありがたいことと感謝申し上げます。しかしながら、私立小学校をはじめ教育界もコロナ禍をはじめ新たな時代の課題に向き合っています。かつてはなかったような問題が次から次へと出てくるため、その対応に苦勞し経営面で圧迫されている学校も少なくありません。東京都から、なお一層のご支援をお願いする次第でございます。

東京都の私立小学校数56校は、東京都の小学校総数の4.4%にすぎませんが、それぞれが建学の精神に基づき、私学人としての誇りをもちつつ、特色ある教育を時代に即して実践してきました。東京私立初等学校協会に加盟する56校は、お互いに協力結束して研究や研修に取り組み、新たな日本の小学校教育のための実践を積み重ねています。これからも先駆的な教育の実践をなす東京私立初等学校協会であり続けたいと思っております。

現在、わが国では、GIGAスクール構想をはじめ新たな施策や法令整備が次々と進められていますが、このような国の主導する施策に私立小学校が自力で対応することには自ずと限界があります。国の施策に必要な教育環境の整備はもとより私立小学校の公教育としての教育活動が充分に行えますように、以下の要望事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

要望事項

1. 私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

- ① 私立小学校は東京都には56校あり、本協会に全ての学校が加盟しています。
これらの私立小学校は、特色ある教育を進めることによって学校選択の自由を保障する貴重な存在となっています。私立小学校の存在意義を高め維持発展させるためにも、助成の趣旨にそって経常費の2分の1助成の達成をお願いいたします。
- ② 多くの私立小学校が、昨年来のコロナ禍にあつて、十分な募集活動(学校説明会、入試相談会、体験授業等)を実施することができませんでしたが、コロナ禍だからこそ、きめ細かい感染症対策とオンラインによる家庭学習支援等を充実させなければならないと、各私立小学校とも例年以上に力を発揮したところでございます。そうした取り組みの中で、私立小学校が支出した負担は大変大きいものとなっております。この点からも従前以上の経常費補助の拡充強化が必要であることをご理解願います。
- ③ 公立小学校の学級定員が40年ぶりに改定され、40人学級から35人学級とすることとされました。このねらいは、中教審答申にある「多様な子供たちの資質・能力を育成するための、個別最適な学び」の実現にあるだけでなく、感染症対策として「3密」を回避するねらいもあるのだと受け止めております。
この点において、ほとんどの私立小学校は敷地面積や教員数等の限界をかかえていることから、クラス数増加によって学級定員を減らすことは困難であります。純粹に入学定員を減らすことによってしか対応できず、35人学級の実現は私立にとって学費収入の大幅減少を意味しますので、学校の健全な経営を圧迫することにつながります。とても良い施策が私立にとっては経営を圧迫するという矛盾を生みます。この点に対するご配慮とご支援をお願いいたします。
- ④ 学級定員を減らしたときの学費収入減少を防ぐ方法として学費値上げがありますが、小学生の保護者は若年齢であり経済力に限界があるため、学費値上げは極めて無理があることをご理解願います。
- ⑤ 新学習指導要領において、3,4年生は外国語活動、5,6年生は教科として外国語が導入されました。私立小学校では早くから外国語教育を進めてまいりましたが、国の新たな施策に沿って、従来以上に外国語教育を充実させようとしている学校がほとんどです。ネイティブ教員の採用や講師の招聘のための資金の補助が必要です。また海外交流教育プログラム等への大幅な補助制度の新設もお願いいたします。

2. 保護者負担教育費の公私間格差の是正

- ① 令和3年3月30日に公開された東京都の「地方教育費調査報告書」において、公立小学校児童1人当たりには支出されている教育費総額は1,021,885円であるのに対して、私立小学校児童1人当たりへの支出総額は256,911円で、公立小学校の約25%にすぎません。保護者負担が少しでも軽減されるよう公私間の格差是正(少なくとも経常費50%の助成額)をお願いいたします。
- ② とりわけ、令和4年度に開校が予定されている東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の開校は、公私間格差を広げることになることにご留意願います。同附属小学校の教育内容や児童募集地域を見る限り、「私立小学校」といっても過言ではないものです。そういう小学校でも都立であることから授業料は無償であります。私ども私立小学校は授業料を徴収しています。私立小学校および保護者への支援・助成を強く要望する次第です。
- ③ 私立小学校の保護者は創立者の建学の精神や特色のある教育方針に賛同して子供を入学させているのであり、必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではないということをご理解願います。
- ④ 本協会のアンケート結果によると、コロナ禍の中で保護者の家計状況が急変し、授業料等の納付金が払えない家庭が14校の私立小学校で存在しました。回答をいただいた学校の32.6%に当たります。

東京都では、経常費補助の特別補助として授業料減免制度を設けている学校に対する支援がありますが、授業料減免制度がない学校においてもコロナ禍の中で家計状況が急変した家庭には、緊急であることに配慮して、支援の手を差し伸べていくための検討をお願いいたします。

- ⑤ また、都民の修学上の経済的負担を軽減する為の支援において、4年前より「私立小中学校等就学支援の実証事業」を実施して頂きまして、ありがとうございます。本年度までの事業となっております。

文部科学省の方では、昨年度この制度に申請された方々にアンケートを取り、55%の家庭が家計急変の理由での申請であったことから、来年度は、家計急変のご家庭を対象に、新たな助成を行うという計画です。年収400万未満の家庭を対象にして年間36万円の支給を卒業時まで行うという内容です。大変ありがたいお話で朗報だと思います。

しかし、家計急変以外の理由で申請されていた残り45パーセントのご家庭は切り捨てられる政策です。この45パーセントのご家庭にも今まで通りの支給がなされるべきだと考えます。ぜひ、国の方にも働きかけていただきたいと強く要望いたします。また、都としても独自の支援をお願いいたします。

幼児教育の無償化や高等学校の学費無償化の流れの中で、小学校、中学校という義務教育学校に対する支援をお願いしたいと存じます。

- ⑥ 私立小学校における給食の提供についてもご配慮いただきたいと思っております。公立小学校は食材費だけを納めれば良いことになってはいますが、私立小学校の場合、外部発注を含めて給食施設のコスト(建設・維持・人件費)に至るまで保護者負担

とせざるを得ません。給食を用意していない学校の保護者は毎日弁当を作る負担をお願いしています。私立小学校における給食費補助についてご検討いただきたいと存じます。

- ⑦ 男女雇用機会均等のもと、私立小学校の保護者においても夫婦共働き家庭が増えております。そのため学童保育やアフタースクールの整備が求められるようになっておりますが、この点における補助についてもご検討お願いいたします。

3. ICT環境の整備に向けた支援措置の拡充強化

- ① 私立小学校においては早くから校務システムのICT化に取り組んでおりますが、その維持・保守のためには大きな出費を必要としています。また私立小学校間におけるICT環境の差異も大きく格差が生じています。全般的にみれば現代の教育水準から求められていることに照らしてICT化が遅れていると言わざるを得ません。機器・設備の拡充とオペレーション能力や指導能力の向上のための研修が緊急に必要であり、それらの研修に対する補助をお願いいたします。

- ② 昨年来のコロナ禍にあつて、私立小学校においても休校や分散登校等により自宅での学習を余儀なくされました。児童の在宅学習を支援するためにオンラインのホームルームや授業を行ないました。そのため、ほとんどの学校が従来設備に加えて、端末の整備やWi-Fi環境の整備などに追われました。ICT教育環境の整備に係る補助をお願いいたします。

- ③ 国の進めるGIGAスクール構想による児童一人一台のタブレット端末支給という点においても私学への補助は実費の2分の1と大きく制限されています。本施策が国家的事業であることに鑑み、全額補助であるべきだと存じます。国への働きかけをお願いいたします。

また、機器は3～5年で新しいものに更新しなければなりません。そのための費用も必要です。そのためレンタルの制度を利用する学校もありますが、こちらへの補助は本年度1年のみとなっております。継続した補助をお願いいたします。

GIGAスクール構想の推進にあたっては公私平等の施策ならびに補助対象の拡充をお願いいたします。

- ④ 令和2年度から施行された新学習指導要領で実施が求められているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、ICTの研修・研究のための補助金制度の拡充をお願いいたします。

デジタル教科書の導入については引き続き検討が重ねられるようですが、その費用については義務教育無償の精神に沿われることを望みます。この点でも国への働きかけをお願いいたします。

4. 学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ① 東日本大震災から10年が経過しましたが、災害時備蓄品(水、食料等)は消費期限の前に随時更新していかなければなりません。そのための補助を引き続きお願いいたします。宿泊のための備品(パネルシート、簡易ベット、冷暖房機器等)についてもご支援をお願いいたします。
- ② コロナ禍の中、消毒用品や非接触型検温器、密にならない間仕切りなど、感染対策に必要な品物に対する出費が大幅に増えています。これらに対する補助もお願いいたします。
- ③ 地球温暖化に伴う問題も毎年のように生じております。全国各地において、「過去に経験したことのない」豪雨氾濫の被害が生まれており、新たな自然災害への備えとしての環境整備が必要になってきています。水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助もお願いいたします。

また、近年は5月から猛暑となり、9月いっぱい猛暑が続くようになっているため、熱中症対策が必須となっております。エアコン稼働の期間が長くなっていることから、その維持管理にかかる費用が膨大にふくらむようになっています。以上の点における支援をお願いいたします。

さらに、体育館のエアコンも必須となっているため、その補助が実現したことに感謝しております。この点の更なる補助の拡充をお願いいたします。

- ④ 私立小学校児童の多くは公共交通機関を利用した遠隔通学をしております。通学区間の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

学校独自に駅・バス停・交差点等に人員を配置し安全確保をはかっているところも多くございます。また通学バスを設けている学校もあります。この方面のご支援もご検討いただければと存じます。

近年は、登下校確認メールシステムやGPS利用位置情報システムなどによって児童の安全確認を行う私立小学校も増えております。この点の支援もご検討お願いいたします。

- ⑤ 幼稚園から小学校時代の教育にとって「遊び」は極めて重要な要素を持っています。小学校において「遊具」を設置していない学校はありませんが、幼稚園には遊具設置に対する補助が行われていますが、小学校に対しては補助がありません。大型遊具設置には何千万円も要するものもあるため、遊具補助の実現を望みます。

5. 教職員の研修・研究への助成拡充

- ① 教員にとって研修・研究は命のように大切なものです。外部研修会参加のために日常的に学校を留守にすることができない小学校教員にとっては、自校での研修会や研究会を開ける環境(講師を自校に招く等)が絶対に必要です。開催費用への補助を増やしてほしいという要望は年ごとに増えておりますので、研修に対

するご支援をお願いいたします。

② 都内の教員同士が触れ合い、共に学びあうことは、他校の風にあたることによって自己を振り返り、切磋琢磨しあい、児童のために教育力向上させるうえで大切なことです。教員の研修・研究を支援している団体(東京都私学財団等)への補助の拡充もお願いいたします。

③ 教職員の研修・研究を充実させるためには、何よりも教職員の健康を維持することが第一であります。この点で国が教職員の働き方改革を熱心に進めていただいていることに感謝申し上げる次第です。

私立小学校はぎりぎりの教員数で運営しているところがほとんどであり、年次有給休暇を思うようにとれない状態にある現状をご理解いただき、経常費の大きな部分を占める人件費特別補助についてご検討をお願いいたします。

④ また、昨今どの学校においても特別支援を要する児童の入学が増えております。特別支援のための教員加配に関する補助の新設もお願いいたします。

2022年度 都政への提案〈概要〉

1. 新型コロナウイルス感染症への取組み強化

- (1) 感染防止に資する設備導入への補助制度
- (2) 感染症対策用品を公平に分配するためのシステム構築
- (3) 抗体カクテル療法実施医療機関の拡充やワクチンの早期接種
- (4) 国と自治体による感染拡大防止の基準に対する位置づけの明確化
- (5) 積極的疫学調査による濃厚接触者認定の取り扱い
- (6) 事業継続に関する官民の連携

2. 電子化、デジタル化への取組み強化

- (1) 中小企業へのDX推進支援策の導入
- (2) インターネット高速化に対する補助金制度
- (3) オンライン診療導入拡大に向けた環境整備
- (4) 遠隔による複数ロボットの運用・管理のプラットフォーム整備およびその実証実験に伴う支援

3. 雇用・労働問題

- (1) テレワーク・DX対策支援の対象拡大
- (2) サテライトオフィスの拡大
- (3) 生涯現役社会に向けた雇用制度改革についての支援
- (4) 雇用の不均衡解消のための制度の確立
- (5) 「柔軟な働き方」の導入支援

4. 交通事情の改善

- (1) Withコロナ時代の新たな公共交通機関利用スタイル実現に向けた取組み
- (2) ドローンによる物品輸送の社会実装を加速化させるための体制整備
- (3) 次世代モビリティサービス導入に係るワンストップ窓口の設置
- (4) 東京都所有船着場等の開放拡大
- (5) 安全でストレスのない道路の実現

5. 環境・エネルギー問題

- (1) 省エネも含めた多様な取組みを企業が推進できるための支援

- (2) レジリエンスの確保に資する施策展開
- (3) カーボンニュートラル社会実現への支援
- (4) 自動車の ZEV 化推進と水素ステーションの整備等
- (5) 脱炭素促進のための熱需要の低炭素化・脱炭素化の一層の推進
- (6) 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯機の設置促進
- (7) 既設ビルのゼロエミビル化推進支援の充実
- (8) 電力ひっ迫回避のための産業用・家庭用蓄電池の普及支援
- (9) 脱炭素化に資する事業に取り組めるスキームの整備
- (10) オフサイト型太陽光発電に対する助成制度の継続
- (11) キャップ&トレード制度
 - ①キャップ&トレード制度の第 4 計画期間の早期制度設計
 - ②超過削減量・オフセットクレジットのバンキング期間の延長と買い取り制度の追加
 - ③キャップ&トレード制度における個別メニューの見直し
 - ④削減義務緩和率の拡大
- (12) 樹木対策(ナラ枯れ対策)

6. 防災・減災対策

- (1) 災害時の備えとして自治体の枠を超えたネットワークづくり
- (2) 風水害対策の支援
- (3) ガス漏れや一酸化炭素を検知する警報器の普及促進
- (4) 事業継続ができる拠点整備
- (5) 防災・災害への強靱化
- (6) 災害時の避難体制の確立

7. 高齢化への対策

- (1) 高齢世帯向けの家事代行・ハウスクリーニングの助成制度
- (2) 空き家管理の必要性についての啓発活動および管理委託費用の助成制度の創設
- (3) 高齢者見守りサービス全般に関する周知や助成
- (4) 暖房設備への補助制度の追加

8. 教育問題

- (1) デュアルスクール制度の活用拡大
- (2) 脱炭素促進のための学校現場における省エネ教育の推進

以上

2021年11月1日

東京都知事

小池 百合子 殿

一般社団法人 東京経営者協会

会長 富田 哲郎

2022年度 都政への提案

新型コロナウイルスの感染拡大が企業に与える影響は、未だ深刻な状況です。

ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新しい社会づくりと都内経済の回復と発展に向け、会員から意見を集約し、下記のとおり提案をいたします。今後の都政の運営に活かしていただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への取組み強化

(1) 感染防止に資する設備導入への補助制度の導入

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染防止のために手指消毒、手洗いおよび換気の推奨等、生活に大きな変化が生じています。また、外出を控えることや在宅勤務を増やすことにより家庭で過ごす時間が増え、家庭内においてもより安全に過ごすことが求められています。

東京都のワクチン接種率は高まっているものの、新たに登場した変異株に対するワクチンの効果は明確ではなく、今後は従来型への対策のみならず、恒久的な感染症対策が必要になってくることが想定されます。

そのため、家庭における感染防止に資する以下設備の導入および設置に係る費用を補助する制度の導入をお願いします。

<対象設備>

- ・ガス衣類乾燥機（高温乾燥による衣類の滅菌効果）
- ・換気機能付き空調機
- ・空気清浄機
- ・除菌機能付き便器
- ・タッチレス水栓
- ・UV除菌機能付き給湯器

(2) 感染症対策用品を公平に分配するためのシステム構築

新型コロナウイルス感染症対策用品（マスク、アルコール）が蔓延初期において市場から調達困難になりました。調達困難の原因は、平時の健全な流通量に対し、不安に駆られた個人や価格高騰を見越した転売目的の業者による買い占め現象が発生し、必要以上の購買活動が行われたためです。

こうした社会不安を取り除くために公平に感染症対策用品を購入または配給できる自治体システムを構築いただきますようお願いします。

たとえば、マイナンバーと紐付けたスマートフォンアプリにより、個人当たりの配布実績（家族の代理購入はアプリ間の購入権利委譲機能を利用）をカウントし、常に必要量が安心して確保できるよう協力店（コンビニ、薬局、ホームセンター、スーパーマーケット）を介して行うことで、利便性と不安感の払拭を実現することができるのではないかと考えます。

(3) 抗体カクテル療法実施医療機関の拡充やワクチンの早期接種

コロナ感染対策として、a 感染拡大させない、b 重症化させない、c 人流抑制、d 経済活動／社会的活動の並立を目指すためには、

- ・ 自宅療養させない (a、b、c、d)
- ・ 比較的軽症の段階で適切な医療を施す仕組み (b)
- ・ 希望者へのワクチンの早期接種完了 (a、b、d)

といった点が必須であると考えます。

自宅療養者が増えると、家庭内感染が増え、同居家族は経済活動・社会的活動の遂行ができなくなります。エッセンシャルワーカーの家族に感染者が出た場合には、医療・福祉・保育などの社会的サービスにも影響が生じ、感染者が出ていない家庭での活動にも支障が出ます。

ワクチンに関しては、6月に職域接種で大規模な早期接種を目指していると受け止め、協力をしてきましたが、結局ワクチンの半分以上が9～10月の配送となりました。自治体接種との関連で、1か所で1,000名規模を集めての実施が難しくなりました。一方、自治体接種にも進捗にばらつきがあり、遅々として進んでいない地域の社員からは早期接種を求める声も出ています。

今後は職域接種を拡大するのではなく、自治体接種を拡大し、（必要であれば企業はそれに協力し）接種を希望する人への早期接種を実現させることが必要と考えます。

来年度以降のワクチン接種実施に向けた、国と自治体との連携の強化と、それと連動した企業への協力要請を現段階から検討いただきますようお願いします。

また、重症化する前に適切で効果的な治療ができる仕組み（療養ホテルと抗体カクテル療法実施施設との連携等）も構築いただきたいと思います。

（４）国と自治体による感染拡大防止の基準に対する位置づけの明確化

新型コロナウイルスへの対応に関して、国の感染拡大防止の基準とは別に、自治体が独自に基準を作成している結果、複数の基準が併存している状況です。

企業としてはいずれの基準に則って業務を運用するのか判断に悩むため、それぞれの基準の位置づけを明確にさせていただきますようお願いします。

（５）積極的疫学調査による濃厚接触者認定の取り扱い

一部の行政区においては濃厚接触者等を調査する積極的疫学調査を行っていないため職場運営に影響が及んでいます。

たとえばA（陽性者）と一緒にいたB（○区：積極的疫学調査未実施）は濃厚接触者に認定されておらず、C（△区：積極的疫学調査実施）は濃厚接触者に認定されている場合には、B、Cともに出勤制限としますが、Aと帯同していたのがBのみであった場合、企業はBが濃厚接触者かどうか判断できないため、安全に職場運営を行うことが難しくなります。

積極的疫学調査を行わない行政区により濃厚接触者の認定がなされないことによる職場の安全確保について再検討をお願いします。

（６）事業継続に関する官民の連携

現状では、新型コロナウイルスを踏まえた事業継続の対応について、各社が個別に判断しています。官民による情報共有の場を積極的に設け、連携を推進していただきたくお願いします。

2. 電子化、デジタル化への取組み強化

（１）中小企業へのDX推進支援策の導入

東京都が推進している行政での「ペーパーレス」、「はんこレス」、「FAXレス」、「キャッシュレス」、「タッチレス」や、保有データを公開し、シビックテックや企業等でのデータ活用を促進するオープンデータの徹底活用に向けた取組み等の早期実現をお願いします。都庁がDX推進を進めることで、デジタル化が遅れている都内中小企業のデジタル化等を促進し、結果として中小企業の生産性向上にもつながるものと期待します。

これらの実現にあたっては、サイバーセキュリティなどのリスクにも十分耐えられる安全性を確保し、利用者にとって使いやすいものになるよう配慮していただきたいと思います。

また、特定企業の技術に過度に依存するベンダーロックインによるコストアップにも厳しい監視の目を向け、丁寧な説明、透明な手続き、汎用品の最大限活用などで全国の範となるデジタル化等を進めていただきたいと考えます。

さらには、広域に活動する企業等での単一的な対応が可能となるように、東京都内の各自治体で仕様や設計等の共通化や、他の道府県への横展開も視野に入れた対応にも十分に配慮していただけますようお願いいたします。

また、企業数として大きなウエイトを占める中小企業においては、DX 推進人材が不足することから、伴走型の支援策の導入についても検討をお願いいたします。

(2) インターネット高速化に対する補助金制度の整備

新型コロナウイルス感染症対策を契機に、在宅型就労や在宅授業の機会が増えたことで、昼間帯のインターネット利用人口（就労世代、就業世代の同時通信）が増え、世帯当たりのインターネット通信量が増大傾向にあります。

しかしながら、インターネット普及前に建設された集合住宅では建物内の通信配管の不備などにより、電話用動線を利用する比較的低速な通信方式のインターネット通信回線（VDSL）を採用しているケースが多く、十分な通信容量が確保できず、動画映像（会議・商談・双方向授業等）によるコミュニケーションに支障が生じ、在宅型就労や在宅授業の推進の支障となります。

デジタル格差等の社会課題を解決するため、集合住宅オーナーのブロードバンド投資意欲を促進させる観点から、建物のインターネット高速化（通信配管新設、5G 基地局誘致等）に対する補助金制度を整備いただきますようお願いいたします。

(3) オンライン診療導入拡大に向けた環境整備

令和 2 年度診療報酬改定による算定要件の緩和、新型コロナウイルス感染拡大に対応した時限的・特例的な取扱い等により、オンライン診療の条件整備は大きく前進し、東京都においても各種補助事業により加速化に取り組んでいると認識しています。

しかしながら、厚生労働省の調査では、オンライン診療に対応できる医療機関の数は令和 2 年 6 月以降横ばいというのが実態であり、東京都の導入率も 15%程度にとどまっているのが現状です。本格的な普及に向けては、オンライン診療の管理料を対面診療と同水準とすることにより、医療機関側の採算性を確保する等の導入のハードルを下げる必要であると考えます。

特に、東京都においては、人口が集中する都心部での生活利便性はもとより、医療供給体制が不十分な多摩・島しょ部などでの地域医療の充実、医療サービスへのアクセス向上、質の高い医療の提供が期待できることから、オンライン診療を含む遠隔診療の普及は欠かせません。

については、オンライン診療導入機関を拡大するため、オンライン診療を含む遠隔診療の

普及へ向けた支援の継続、PHR（パーソナルヘルスレコード）の活用を軸としたヘルスケアビジネスモデル構築への助成制度拡充の検討をお願いします。

（４）遠隔による複数ロボットの運用・管理のプラットフォーム整備と実証実験に伴う支援

東京都においては、人口減少が見込まれる中で、労働力不足を補うため、搬送・清掃・警備・点検・案内等の様々な用途のロボットを活用することが強く求められています。

しかし現状、上記のようなロボットに共通のAPI（アプリケーションプログラミングインターフェース）がないため、同じ空間上で異なるロボットを使用すると、互いに見合っ
て停止したり、衝突したりする等、同じ空間上での複数のロボット活用には大きな課題
があります。この解決のためには、様々な用途のロボットを一体的に遠隔で運用・管理し
ていく必要がありますが、関係者の利害を取りまとめできる事業者が存在せず、APIの公開
などに至らないという課題を抱えています。

ついては、東京都におけるロボット活用を加速化させるため、東京都をはじめとした官
民の参加するプラットフォームの整備に加えて、さらなる実証実験に向けた支援の検討
をお願いします。

3. 雇用・労働問題

（１）テレワーク・DX 対策支援の対象拡大

東京都では、『「テレワーク東京ルール」実践企業宣言』の認定証発行、それに伴い従業員
300 人以下の都内中小企業を中心に奨励金の支給や、テレワークに必要な機器整備の
経費助成など行っています。

また、公益財団法人東京しごと財団の「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」は、
厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレ
ワークコース）」とともに、手厚くなっていますが、中小企業対象の関連費用の一部を負
担する限定的な制度です。

度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などに伴いテレワークを推奨していく
上で、常時雇用する労働者が 1,000 人を超える企業では、古い基幹システムに費用をか
かけ、テレワークに対応できるよう変更を重ねています。また、新たなソフトウェアの導入
や機器の購入のための費用も増していますが、雇用する労働者の数だけ多くの費用を費
やすこととなります。

東京都の「感染症に打ち克つ戦略」並びに 2025 年度「デジタルガバメント」達成のため
にも、大企業が率先してテレワーク・DXを進める使命があると考えていますので、300
人以上の従業員を抱える『「テレワーク東京ルール」実践企業宣言』企業も対象に、認定

証の発行だけでなく、対象企業が東京都事業に貢献しやすいインセンティブ与える仕組み(制度)の検討など、大企業にも対象を拡げていただき、更なる支援をお願いします。

また、自宅にテレワーク環境が整備されていない者のために、TOKYO テレワーク・モデルオフィスを様々な場所へ増設いただきたくよろしくお願いします。

(2) サテライトオフィスの拡大

2020年に多摩地域でTOKYO テレワーク・モデルオフィスが3か所設置されましたが、1年以上が経過しても、設置場所の追加・拡大や個室テレフォンプースの増設等の内部ファシリティの見直しがされていません。

大変有効な施設・取組みだと考えていますので、新型コロナウイルスの状況にあわせて、施設、サービスの改善の拡充を希望します。

(3) 生涯現役社会に向けた雇用制度改革への支援

改正高齢者雇用安定法(2021年4月1日施行)により、事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会の確保が努力義務として課せられました。

東京都は「未来の東京」戦略の中で、「誰もが輝く働き方実現戦略」を掲げていますが、高齢者の継続雇用が企業に及ぼす影響が大きいにもかかわらず、具体的戦略や目標が不透明であると考えます。たとえば、継続雇用による人員確保の結果、外注を内製化し受注先の中小企業が不利益を被る事態や、継続雇用者が、国や東京都の思惑とは異なり、雑用ばかりに従事しかねない不安があります。

「東京キャリア・トライアル65」、「東京セカンドキャリア塾」などのシニアへの就業支援をより充実させ、高齢者にやりがいのある仕事をさらに創造していただきたくお願いします。

(4) 雇用の不均衡解消のための制度の確立

新型コロナウイルス拡大防止を目的とした各種緊急事態宣言発令下では、飲食業関連を中心に廃業に伴う解雇や雇い止めなどがあり、失業問題等が発生しました。一方、医療機関では抗体検査、患者の受入れ、ワクチン接種、コールセンターでの対応などの過重な業務が発生し、医療崩壊等の問題が発生しています。

このような雇用の不均衡を解消することを目的として、自治体が一時的な雇い主となり、医療関係資格を必要としない補助的業務(受付窓口、会場周辺整理、予約コールセンター、外国人対応、各種書類審査補助等)に失業者を派遣するといった柔軟な制度の確立をお願いします。

また、失業者の派遣にあたっては、派遣先の業務知識の習得や必要な資格学習などを、家庭事情等で就学の機会が得られなかった学習意欲のある希望者に対して派遣元が支援を行い、派遣終了後に就職の選択の幅が広がるようにしていただきたくお願いします。

(5) 「柔軟な働き方」の導入支援

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中においてテレワークが日常となった現在では、従来の労働時間をベースとした働き方から、仕事の成果やスキルに基づく人材活用や評価へと変化し、効率の良い「柔軟な働き方」が推進されています。

裁量労働制など、時間に捉われない柔軟な働き方を推進しようとしても、同制度は全ての業種に適用できるものではなく、適用対象は設計者や技術者など法律が認めた業種に限られます。裁量労働制の対象拡大および導入を検討している企業への支援をお願いします。

4. 交通事情の改善

(1) With コロナ時代の新たな公共交通機関利用スタイル実現に向けた取組み

新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みは、死者を減らすだけでなく「医療崩壊」を防ぐためにも重要です。

一方で、緊急事態宣言等に伴う人流抑制策の影響で、鉄道やバスなどの公共交通機関は各社の懸命な経営努力にも関わらず赤字転落する会社が続出し、先が見通せない経営状況にあります。将来にわたり都民の足を支え続ける観点からも、今後はワクチン接種の進捗状況を踏まえ、感染拡大防止だけではなく、経済との両立も視野に入れた対策が重要であると考えます。

公共交通機関を安心して利用できれば、移動が大きなウエイトを占める観光分野などの活性化につながります。また、自家用車への極端なシフトは環境面での負荷が大きくなることから、脱炭素社会に向けても公共交通機関の果たす役割は大きいと考えます。このような観点から、東京都においても安全性について広報するなど、公共交通機関を安心して利用できるための気運醸成が重要と考えます。

さらに、新型コロナウイルスとの戦いも1年以上経過し、知見がたまっていることから、一律に人流を抑制するのではなく、スムーズビズなどの混雑緩和策による「密」を避けた新たなスタイルでの公共交通機関の利用推進も With コロナ時代には重要であると考えます。

については、さらなる交通ネットワークの充実強化を目指す「未来の東京」戦略を実現するためにも、以下の取組みの検討をお願いします。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止と経済の両立
- ・ 公共交通を安心して利用できるための気運醸成
- ・ オフピーク通勤の促進など、公共交通機関の混雑緩和に向けた取組みの拡大

(2) ドローンによる物品輸送の社会実装を加速化させるための体制整備

ドローンの物流活用については、関係省庁・有識者・自治体からなる検討会において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0」が2021年6月に策定されるなど、実用化に向けて環境整備が進められています。東京都においても社会実装プロジェクトが実施されるなど、With コロナ時代の新たな非接触サービスとしてドローンによる物品輸送ができる環境づくりが進められています。

今後、早期にドローン物流を実装するためには、上記ガイドラインにおいても、多くの利害関係者をまとめるプロジェクトマネージャーの必要性が指摘されているとおり、フライトのための調整・許可申請に係る労力など、事業参入に係る負担の軽減が欠かせません。特に都市が高度に発達し関係者が多岐にわたる東京都区部では、他都市以上に調整負担の軽減が重要な課題となっています。

については、飛行ルートにおいて警察・港湾・自治体等との調整を取りまとめるため、プロジェクトマネージャーの選定やワンストップ窓口の設置検討をお願いします。

(3) 次世代モビリティサービス導入に係るワンストップ窓口の設置

「未来の東京」戦略では、「戦略9 都市の機能をさらに高める戦略」において、「地域特性に応じたスマートなまちづくりの展開」が掲げられました。都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現に向けて、官民一体となったMaaSの普及やビッグデータ・IoT等の最新技術と移動手段が融合した次世代モビリティサービスの実現は、都民のQOLの向上や安心して快適に移動できる社会インフラ作りのために必要不可欠です。

しかしながら、次世代型モビリティの実証実験の実施にあたっては、関係者（警視庁本庁・所轄・都産業労働局、都交通局）との調整が煩雑であり、かつそれぞれの見解が異なるために手戻りも多く、実施に向けたスピードの確保という面で大きな課題を抱えています。

このため、今後、次世代モビリティサービスの実証実験を円滑に進め、早期実装により都民が快適に暮らせるまちづくりを促進するため、次世代モビリティサービス導入に係るワンストップ窓口の設置の検討をお願いします。

(4) 東京都所有船着場等の開放拡大

人口と都市機能が高密度に集積する東京においては、分散化されたスムーズな都市内交通の実現が大きな課題となっており、新たな手段として、水上交通の活性化や、他の交通モードとの連携による移動利便性の向上が期待されます。水上交通は、港湾・水路の多い東京においては、観光都市としての魅力向上にも寄与するうえ、非常時の人員・物資輸送等の面でも期待できます。また、平常時から舟運事業者等が防災船着場を使い慣れていることは、防災船着場を活用した、非常時の人員・物資輸送のために必要不可欠と考えま

す。

しかしながら、現状は竹芝、日の出、有明、台場、青海の公共船着場および一部の防災船着場（越中島、明石町、桜橋、両国、浜町、箱崎町）のみでしか開放されていないうえ、既に開放されている船着場についても、開放時間が短いなど使用面での課題を抱えています。

については、河川や港湾・運河に東京都が所有する船着場等の開放に向けて、以下の取組みを実施いただくよう検討をお願いします。

- ・ 平常時の防災船着場の開放箇所の拡大
- ・ 一般開放されている船着場について、竹芝船着場の平日日中時間帯の開放など、利用者拡大のための開放時間の見直し
- ・ 水陸両用交通スロープの民間開放

（５）安全でストレスのない道路の実現

東京都の「人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト」で掲げられている「人が歩いて楽しみ、暮らせるまちの創出」の実現のためにも、歩道整備やガードレール化をお願いします。

たとえば、JR 国分寺駅北口周辺ではガードレールがないことで車・自転車・人が混沌となって道路を利用しており、安全な道路とは言い難い状況です。また道路に凸凹などが見られ、躓き、けがをする恐れがある箇所も存在します。

東京都が「都市の機能をさらに高める戦略」で掲げる「誰もが使いやすくスムーズな道路網形成プロジェクト」として道路整備の加速化をお願いします。

たとえば、何年にもわたって道路整備が行われている国分寺市東恋ヶ窪 1 丁目～西恋ヶ窪 1 丁目間の道路（国分寺 3・4・6）は、もともと道幅が狭く、蛇行しているため安全上の問題がある上に、踏切もあり利用者にとってはストレスのある道路となっています。このような道路整備を一刻も早く進めていただき、「都市の機能をさらに高める戦略」の加速化をお願いします。

5. 環境・エネルギー問題

（１）省エネも含めた多様な取組みを企業が推進できるための支援

2030 年までに温室効果ガスを 2000 年比 50%削減する「カーボンハーフ」については、2050 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、足元で取り組める需要側と供給側両輪での対策を徹底するとともに、将来的にグリーンイノベーションによりもたらされる新たな脱炭素技術の実用化に向けた準備期間としても捉えるべきと考えます。

電力の再エネ主力化への取り組みから着手するべきと考えますが、2050年を見据えて、非電力分野も含め、カーボンニュートラルメタン、水素をはじめとした脱炭素エネルギーや、CCUS（分離・貯留したCO₂の利用）、クレジット等のCO₂オフセット策の活用等の取り組みも必要と考えます。脱炭素社会に向けて確実な解決策が存在しない現況において、都民や都内事業者が多様な手段を選択できるよう、現時点で策を限定せず、ゼロエミッション実現に向けた多様な取り組みを評価していく施策が必要であると考えます。

また、都市インフラが整備されている東京都であるからこそ、既存のエネルギーシステムやインフラを最大限活用しながら、ゼロエミッション実現のための社会コストを最小化するという視点も重要であると考えます。

ゼロエミッションの実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略」の副題(A Sustainable and Resilient Strategy pursuing 1.5°C)にもあるように、再エネ拡大だけでなく、省エネも含めた多様な取り組みを企業が推進できるための支援をお願いします。

(2) レジリエンスの確保に資する施策展開

ゼロエミッション東京の実現に向けて、再エネを最大限活用することには賛同できますが、事業者としてはエネルギーコストと安定供給に不安を感じています。太陽光や風力といった変動性再エネを大量に導入すると、天候によって電力供給が不安定なためバックアップ電源が必要になることから、エネルギーの統合コストに影響を与えます。

また、地震や豪雨、台風などの自然災害に備え、都市のレジリエンスを強化することを踏まえると、エネルギー源の多様化を図ることが不可欠です。再エネとの親和性の高いコージェネレーションや燃料電池などを活用し、エネルギーシステムのレジリエンスを高めることは、結果として温暖化への適応力向上にもつながるものと考えます。

投資や企業を惹きつける魅力ある都市であり続けるために、CO₂排出削減だけでなく、再エネとの親和性の高いコージェネレーションや燃料電池などを活用したエネルギーレジリエンスの確保に資するエネルギーシステムの推進をお願いします。

(3) カーボンニュートラル社会実現への支援

カーボンニュートラルの実現は自動車産業も総力を結集して取り組むべき課題であり、そのためには、①安価なCFE（カーボンニュートラル・フリー・エネルギー）の利用、②政策的強制ではないイノベーションによる世の中に適合した電気自動車の普及、③税制の見直しが必須です。

現在でも、自動車ユーザーは複雑で大変重い税負担を強いられているので、カーボンニュートラル社会を実現するために必要な原資が新税としてそのままユーザーに上乗せされることがないように自動車関係諸税の見直しについて、国への積極的な働きかけと緊密な連携をお願いします。

(4) カーボンニュートラル実現に向けた公的補助の拡充

サプライチェーンでのCO₂削減の取組みを進めるにあたって、再生可能エネルギーの普及に加え、電動車（HEV、PHEV、FCEV、BEV）の普及促進によって使用過程における自動車からのCO₂排出量を削減することが不可欠と考えます。

保有期間の長期化も相まって、法人・個人問わず新規登録後10年超のガソリン車を使うユーザーも多いため、カーボンニュートラルの重要性を東京都として展開していただくとともに、電動車への買い替えの後押しとなるよう、水素や充電ステーション等のインフラの拡充や、電動車の購入補助金や優遇税制等の制度検討を引き続きお願いします。

(5) 自動車のZEV化推進と水素ステーションの整備等

東京都は「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」に基づき、2030年までに温室効果ガスを50%削減する目標等を実現するため、再生可能エネルギーやグリーン水素の活用など、あらゆる手段を用いて具体的な取組みを推進するとしています。

たとえば、「ゼロエミッション東京戦略」では、新車販売される乗用車を2030年までに100%非ガソリン化するとの方針目標を掲げ、東京都にはそのためのZEV（電気自動車や燃料電池車）の普及促進・インフラの整備に積極的に取り組んでいただいています。また、同戦略の中では、水素エネルギー利用の普及拡大として、水素ステーション設置数を累計17か所（2019年度）から150か所（2030年度）に増やすとしています。

しかし、ZEV自体は普及しても水素ステーションの整備が進まない状況は変わっていません。水素ステーションに対する様々な財政支援が実施されていることは理解できるものの、現状は以下のようなことが起きています。

- ・ZEV普及による水素ステーションでの待ち時間の増加やFCバス（燃料電池車バス）による給水素時間の増加
- ・給水素後の圧力調整時間の増加
- ・水素ステーションが都下へ普及していないため都心まで来て給水素せざるをえない
- ・営業時間が通常のガソリンスタンドより短いため、通勤時の給水素が行えない

FCV（燃料電池自動車）導入企業の拡大に伴い、各社が給水素について苦勞している状況です。通常のガソリンスタンドに比べ営業時間が短く、数も少ないため、運営・営業支援をお願いします。

また、水素社会実現プロジェクトでも進めている水素の本格活用を見据えた設備導入支援とあわせて、さらなる水素ステーション促進策の展開をお願いします。

(6) 電動車両（EV、PHV、FCV）の普及促進につながる施策の導入

脱炭素社会の実現には、再生可能エネルギー発電などエネルギー供給側の脱炭素化を進めるとともに、車両の電動化など運輸部門におけるエネルギー使用時の脱炭素化も必要です。電動車両は「動く蓄電池」として、災害時には電力供給手段としても活用することが出来るため、都市のレジリエンス向上への貢献も期待できます。

そのため、現在東京都がゼロエミッション・ビークルの普及に向けて取り組んでいる「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車等導入補助金」、「充電設備等導入促進事業」、「レンタカー・カーシェアリングにおける ZEV 導入促進事業」、「島しょ地域における EV・電動バイクモニター事業」、「電動バイク普及促進事業等の施策」、「外部給電器の導入促進事業」、「EV バス導入促進事業」等の継続実施・拡充を要望します。

また、電動車両のさらなる普及に向け、以下のような社会インフラの整備・増強を要望します。

- ・ 公開空地、駐車場内緑地帯、公道への充電スタンド・水素ステーションの設置(規制緩和)
- ・ 新築マンション、商業施設の駐車場への一定比率での充電設備設置の義務化(容積率緩和、駐車場の附置義務緩和等)
- ・ 既設建物の充電器設置に関するインセンティブ付与(東京都環境確保条例での具体的な評価等)
- ・ 充電設備、水素ステーションを設置した事業者へのインセンティブ制度(土地利用費相当の補助等)
- ・ 再開発ビル充電器の地域開放(駐車料金がかからない基礎充電、経路充電としての設置)のガイドライン化
- ・ 充電器設置用に東京都が都心部に所有する土地等の提供

あわせて、公共交通(路線バス・タクシー)、公用車、公共事業における車両(ごみ収集車両)等の電動化を推進する施策の導入・推進をお願いします。

路線バスやタクシーなどの公共交通、公用車、ごみ収集車などの公共事業における車両に先行的に導入することで、電動車両の車種の多様化、都民の電動車両の利用機会の拡大などが期待でき、東京都がすでに展開している充電設備等導入事業等の施策と相まって、さらなるゼロエミッション・ビークルの普及が期待できると考えます。

(7) 都内を走行する電動車両(EV、PHV、FCV)への優遇措置

温室効果ガス等に起因する気候変動や近年増発する自然災害といった課題がある中、高齢者ドライバーの増加、慢性的な渋滞発生、一時駐車場の不足等のモビリティを巡る地域課題は深刻さを増していると認識しています。

こうした課題に対して、たとえば、高齢者生活を支援するための踏み間違い防止装置付き電動車両を地域シェアしながら、蓄電機能としての役割を防災にも活かすなど、モビリ

ティ社会の動向変化を牽引するかたちで解決策を図っていくことが有効な手段の一つであると考えます。

海外主要都市のパリ、ロンドン、コペンハーゲン、アムステルダムなどでは都市全体のCO₂排出量をゼロ（カーボンニュートラル）にすることを目標として様々な政策が進められています。カーボンニュートラルを目標にすることで、環境対応だけでなく QOL（Quality of Life＝生活の質）や LOHAS（健康で持続可能な生活様式）を付加価値と捉えている優秀な人材を世界中から集め、都市としての成長につなげる意図があるものと考えています。

また、カーボンニュートラル政策の根幹として市内を通行する車両のEV化が位置づけられています。ロンドンやストックホルムなどでは一般車両が都市部に入る際に Road Pricing という渋滞税が徴収されていますが、EVなどは無料となっています。また、コペンハーゲンなどでは路線バスのEV化を積極的に進めるとともに、路上カーシェアをEVにすることを事業者に推奨しています。

ついては、モビリティを巡る地域課題に東京都が率先して取り組んでいただくことを要望します。

たとえば、

- ・遊休公有地や空き家スペースを電動車両の優先駐車場とする
- ・渋滞時間帯に電動車両優遇レーンを設ける
- ・進入禁止エリアや駐車禁止エリアを期間や条件を絞って電動車両へ開放する
- ・公道への充電器設置を進める

等の起爆剂的な政策により、車両の電動化を強力に推し進め、地域課題解決に向けた道筋をつけていただきたいと思います。

（8）非化石電源由来の電気の活用と「ゼロエミッション化とZEVが行き交うまち」の促進

グリーン水素は電気分解のコストやエネルギーロス等の面で課題があります。したがって、再生可能エネルギー等の非化石電源の拡大と非化石電源由来の電気を活用することが技術的に確立された最も経済的で合理的なゼロエミッション化の方法であると考えます。そのため、既存の技術で電気を利用できるところは電気を、電気を利用できないところはグリーン水素の併用がよいのではないかと考えます。

そこで、「未来の東京」戦略の以下の箇所（「ビジョン17 環境都市」および「戦略14 ゼロエミッション東京戦略」）について、下線部の修正を次回策定の際、検討をお願いします。

- ・「未来の東京」戦略90頁（ビジョン17 環境都市）

「再生可能エネルギーとグリーン水素を柱としたゼロエミッション住宅・事業所、ZEVの普及、CO₂を回収・利用・貯留する新技術などのイノベーションが進展」

↓

「再生可能エネルギー拡大に資する電化とグリーン水素を柱としたゼロエミッション住宅・事業所、ZEVの普及、CO₂を回収・利用・貯留する新技術などのイノベーションが進展」

- ・「未来の東京」戦略 266 頁（戦略 14 ゼロエミッション東京戦略）

「再生可能エネルギーやグリーン水素の活用など、あらゆる手段を用いて、具体的な取組を推進する。」

↓

「再生可能エネルギー拡大に資する電化やグリーン水素の活用など、あらゆる手段を用いて、具体的な取組を推進する。」

エネルギー大消費地の東京における需要側の取り組みは国全体のエネルギー消費量にも大きく影響を及ぼすため、その利用にあたっては無駄なエネルギー利用とならないようにすることが肝要であると考えます。

したがって、「ゼロエミッション化と ZEV が行き交うまち」が最優先のあるべき姿であり、「ゼロエミッションエナジープロジェクト」が最優先のゼロエミッション東京戦略であると考えます。

（9）脱炭素促進のための熱需要の低炭素化・脱炭素化の一層の推進

今般、国は新たな脱炭素目標として、2030年までに温室効果ガスを実質46%削減する方針を打ち出しました。家庭におけるエネルギー消費量のうち約30%を給湯が占めており、脱炭素化の促進においては給湯に対する省エネ対策が重要になります。そのような背景から、以下の2点につき要望します。

①高効率給湯器への交換促進

脱炭素の促進のためには、ガス給湯器に限定した場合、従来型のガス給湯器から高効率給湯器への積極的なリプレースが重要であると考えます（15%程度省エネ性能が向上）。しかしながら、既存住宅において高効率給湯器に変更するには、給湯器本体のコストアップに加え、ドレン水を処理するための排水工事が発生することから、給湯器更新時に高効率給湯器が選択されない例が多いのが現状です。

ついては、従来型給湯器から高効率給湯器への交換を促すため、助成制度のさらなる充実、税制優遇等普及に向けた新たな施策、さらには従来型給湯器の出荷規制等を検討いただきたくお願いします。

②太陽熱利用システムの設置促進

再生可能エネルギーの積極活用の観点から、熱需要の脱炭素化に資する太陽熱利用温水システムの普及拡大が重要と考えます。東京都においては従来、住宅用創エネルギー機器等に対する補助制度がありましたが、同制度は電力不足への対応および防災機能の強化を目的としていました。今般の脱炭素社会実現の大きな流れを確実なものにするためにも、改めて太陽熱利用システムについて、設置費用に係る助成制度や税制優遇等をお願いします。

(10) 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯機の設置促進

自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯機は、再エネ等の非化石電源由来の電気を活用することで給湯利用に伴うCO₂排出をゼロにすることにつながり、東京都が掲げる再エネ利用の拡大になると考えます。

(11) 既設ビルのゼロエミビル化推進支援の充実

「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」では、2030年には既設建物のゼロエミビルへの移行の進展、2050年にはオールゼロエミッションビル化を目指しています。既設建物のゼロエミビル化への移行を早めるために、移行ガイドラインの明確化をお願いします。

また、早期実現しようとするゼロエミビルへの補助金制度の設定もお願いします。

(12) 電力ひっ迫回避のための産業用・家庭用蓄電池の普及支援

2021年1～2月にかけて、寒波襲来とLNG供給不足による電力供給のひっ迫が発生しました。電源構成が見直されている中、余裕を持った需給バランスとはいえない上に、今後も極端な気象により、冷暖房の需要が増えることが予想されます。

需要ピークの回避策として、蓄電池による供給のバックアップがありますが、企業や一般家庭に普及させるには、導入費用が高い、消防法などで制限がある、といった障壁があります。蓄電池導入助成制度と低価格化への投資の支援や、法規制の要件緩和の検討をお願いします。

(13) 脱炭素化に資する事業に取り組めるスキームの整備

都内を拠点とする企業が都内外(国外含む)において、地球規模で脱炭素化に資する事業に取り組むための支援の充実をお願いします。

東京都がゼロエミッションを達成し、世界の脱炭素化に貢献していくためには、都内外でのCO₂削減への貢献を通じた企業の成長を後押しすることが必要です。

たとえば、東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会で検討されているイノベ

ーション技術や企業が都内外で行っている森林吸収の取り組み等による都内外での削減効果を都内で活用するスキームを整備すること、またその取り組みを評価する制度設計をお願いします。これらは喫緊の最重要課題であり、早期の確立が求められていると考えます。

2050年までの目標として、カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことが示されましたが、最初の10年間で、マインドセット、技術、産業構造のすべてにおいて変革が求められると考えます。世界有数のメガシティである東京都がイニシアティブをとり、最新技術を含めて真剣に検討し、率先してすみやかに取り組むべき重要課題であると考えます。

(14) オフサイト型太陽光発電に対する助成制度の継続

各企業において再エネニーズは高いもの、都内に太陽光発電を設置する場合はスペースや日照、日影の制限があり導入できません。郊外に太陽光発電を設置し、都内に自己託送するスキームを検討している企業も増えてきていますが、まだ導入コストが高く、検討段階で止まっている事業者が少なからず存在しています。

助成制度の継続により導入が促進されれば、ゼロエミッション東京の目標（太陽光発電設備導入量130万kW、再エネ電力使用割合50%）にも貢献するので、助成制度の継続をお願いします。

(15) キャップ&トレード制度の見直し

①キャップ&トレード制度の第4計画期間の早期制度設計

既存事業所においては、削減義務を達成するために、キャップ&トレード制度の第3計画期間以降に高効率設備への更新をはじめとした設備投資を行うケースも多いと思われます。事業者の予見性を高めるために、キャップ&トレード制度の第4計画期間の早期の制度設計をお願いします。

また、その際に規制を厳格化するのみでは東京から企業が移転してしまう可能性があります。企業の存在は東京都内の雇用や消費需要を支えており、東京から企業が流出することで、東京都の経済の縮小や雇用の喪失などの問題を招きかねないと考えます。特に大規模事業所は東京都の経済の根幹を支える企業が多数です。そのため、対象事業者の意見も丁寧に聴いていただき、削減義務率や削減方法について事業者が適切な努力で達成可能となるような制度設計にさせていただくことを希望します。

第1計画期間から第3計画期間までの間に意欲的な削減をしたにもかかわらず、今までに達成した削減努力が第4期間へ十分にバンキングできないことが懸念されます。第3計画期間までの努力が適切に評価されるための制度設計、第4計画期間の削減義務率の緩和や削減方法の多様化を希望します。

削減方法の多様化の具体例として、東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会

で検討されているイノベーションの技術や、企業が都内外で行っている森林吸収の取り組み等による削減効果を都内で活用できるようなスキームの整備、さらにはこれらの取り組みが評価されるような制度設計をお願いします。

②超過削減量・オフセットクレジットのバンキング期間の延長と買い取り制度の追加

都のCO₂総量削減の取り組みも12年目となり、2020年度からの第3計画期間では、この制度の対象事業者は25～27%のCO₂削減を義務づけられています。また、早期削減を促す観点から継続的な追加削減の推進や後期における追加的な実削減への影響の懸念から、バンキングは「翌計画期間までに限り」可能となっています。加えて、第4計画期間では削減義務率がさらに大きくなると予想されます。しかしながら、新型コロナウイルスによる影響で、今後数年にわたって多くの企業が業績悪化することが予想され、早期削減に向けた設備投資を積極的に行えず、目標達成が困難になることを危惧しております。

そのため、達成手段の1つとして第1計画期間のバンキングを第3計画期間に用いることを可とする救済措置的なバンキングの運用を要望します。これまでの削減実績を適正に反映していただくためにも、キャップ&トレード制度における超過削減量・オフセットクレジットのバンキング期間の延長をお願いします。

また、2021年度から再エネ発電設備や再エネ熱利用設備導入への補助金制度が開始されました。都外へ設置する再エネ発電設備であっても都内で利用すれば費用の一部を助成する制度が検討され、CO₂排出ゼロへの支援は進んでいると感じています。

企業の設備投資をさらに支援するため、キャップ&トレード制度において、オフセットクレジットの買い取り制度を追加施策として適用いただくようお願いします。

③キャップ&トレード制度における個別メニューの見直し

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）のキャップ&トレード制度におけるCO₂削減手法に関して、現状ではグリーン熱証書（バイオマス由来）は認められていません。また、電気供給事業者のCO₂排出係数により適用可否が判断されており、再エネ等個別メニュー（アクアプレミアム、非化石証書）も認められていません。

今後の再エネ普及およびゼロエミッション東京の実現に向けて、グリーン熱証書（バイオマス由来）も含めていただき、事業者ではなく個別メニューで適用可否を判断するよう見直しをお願いします。

④「グリーンエネルギー証書」等の制度の見直し

キャップ&トレード制度における低炭素電力認定供給事業者は、東京都の再生可能エネルギー拡大の目標達成にとって重要な存在と認識しています。

しかし、排出量取引として各種クレジットを認めています。しかし、「グリーンエネルギー証書」などの再エネクレジットは複雑で市場にほとんど流通していないため、東京都独自の

仕組みは脱炭素化を推進できているとは思えません。また、都から他の自治体に工場や本社の移転を検討し始める企業もあり、このような規制は東京都から企業を排除する取組みにも思われ、疑問を感じます。

つきましては、「グリーンエネルギー証書」等の東京都独自制度の見直しをお願いします。

⑤対象範囲（熱供給事業者）の見直し

熱供給事業者は、熱需要家へ熱エネルギーを供給する業態であり、エンドユーザーではありません。また、需要に応じて供給する義務があるため、上限値での規制には無理があるほか、東京都の条例で定められている省エネ基準に則り、効率性向上と低炭素化も進めています。さらには、現状の制度では実績値が過小評価されており、熱供給事業者にも熱需要家にもデメリットしかないと考えます。

そのため、キャップ&トレード制度において、熱供給事業者は対象外とすることを要望します。対象外とすることが困難な場合には、低炭素熱事業者の評価方法を実績値の半減ではなく実績値での評価に見直していただくようお願いします。

⑥削減義務緩和率の拡大

第1計画期間では削減義務率が6～8%と定められ、その際に熱供給を受けている対象事業者については、熱源部分の省エネ・省CO₂が困難なため、建物全体のエネルギー消費量のうち熱源比率が25～30%とのデータに基づき、緩和率が2%（=6～8%×25～30%）となった経緯があります。

現時点の削減義務率は25～27%と大幅に拡大しているにもかかわらず、削減義務率は2%のままであり、据置きの根拠が不明であると考えます。

そのため、キャップ&トレード制度において、現状では熱供給を受けている対象事業者は削減義務率が2%緩和となっていますが、緩和率7～8%程度へ拡大をお願いします。

⑦水力発電に係る再エネ電源割合認定（比率算定）の見直し

キャップ&トレード制度では、再生可能エネルギーの導入比率でカウントできる水力発電は3万kW未満であり、東京都へ報告する再エネ導入比率が実態と整合せず、低い値となってしまいます。

RE100(Renewable Energy 100%=事業運営を100%再生可能エネルギーで調達すること)では、太陽光発電および太陽熱発電、風力発電、バイオマス発電(バイオガス発電を含む)、地熱発電、水力発電(大型水力を含む)を再エネ電力としており、水力は規模に関係なく再エネとしています。

キャップ&トレード制度の再エネ電源割合認定(比率算定)において、大規模水力発電(3万kW以上)も対象としていただきたくお願いします。

⑧オフサイトで発電・託送する電気の評価方法の見直し

各企業において再エネニーズは高いものの、都内に太陽光発電を設置する場合はスペースや日照、日影の制限があり、十分に導入できません。また、RE100も見据え、自己託送を検討する企業も増えてきましたが、キャップ&トレード制度では自己託送は評価されません。キャップ&トレード制度において、オフサイトで発電・託送する電気も自家消費分と同等に評価（CO₂削減量の1.5倍換算）していただきたくお願いします。

また、低炭素電力事業者はエネルギー環境計画書制度を用いて判断していますが、2021年度からメニュー別での報告が可能となっています。高炭素事業者の再エネメニューについても、同制度の低炭素電力メニューとして認定できるようにしていただきたくお願いします。

(16) 樹木対策（ナラ枯れ対策）

都内の公園で昨年度500本以上の「ナラ枯れ」が発生しており、一昨年度44本から10倍以上もの数という報道がありました。こうした状況は本年度も都内の市町村管理の公園や民間の土地でも見られています。

被害が拡大している感もあるため、一刻も早くナラ枯れの木を伐採する、薬剤を樹木に注入するなどして、対策を講じていただきたくお願いします。

6. 防災・減災対策

(1) 災害時の備えとしての自治体の枠を超えたネットワークづくり

震災等の広域災害に加え、ゲリラ雷雨に代表されるような局所的な災害が起こる可能性が高まっています。給電車両としてのプラグインハイブリッド車の提供や、帰宅困難者受入れ等の支援体制の整備といった対策だけでは不安が残ります。

「自助・共助・公助」が基本ではありますが、有事の際、特に局所的な災害発生した場合に、安全・安心なまちづくり戦略の「DXによる防災対策」を活用し、各自治体と協定を締結した企業が迅速に連携・協力できるようなネットワークの構築をお願いします。

(2) 風水害対策の支援

ここ数年、風・雨による被害が拡大しており、排水機能の限界を超えることが想定されます。

ライフラインへの対策強化とともに、各事業所に対する風水害対策へのアドバイスや財政支援（止水板設置等）をお願いします。

(3) ガス漏れや一酸化炭素を検知する警報器の普及促進

既存住宅を含めた住宅用火災警報器（以下、「住警器」）の設置義務化（東京都は 2010 年 4 月）から 10 年が経過し、住警器の機能寿命（電池切れ等）による更新時期を迎えています。

東京消防庁管内での住宅における住警器等の設置率は約 9 割にのぼりますが、東京消防庁「令和 2 年中の火災の概要について」によると、住宅火災の火災件数は直近 5 年間で 2 番目に多くなっています（令和 2 年は 1,555 件）。このうちガステーブル等に起因する火災件数は、直近 5 年間で最多（令和 2 年は 384 件）となり、前年より 63 件（19.6%）増加しています。火災に至った理由別件数を前年と比べると、「放置する・忘れる」が 25 件と最も増加しています。

住宅火災や一酸化炭素中毒による死傷者数を減らす取組みとして、住警器の設置とともにガス漏れや一酸化炭素の検知機能を具備した警報器の設置が有効であると考えます。

現状は、住警器については消防庁が、ガス漏れ・一酸化炭素を検知する警報器については各ガス会社が個別に普及促進に努めていますが、これら全ての検知機能を兼ね備えた複合型警報器も発売されています。

住宅火災や一酸化炭素中毒による死傷事故防止のため、所有者、管理者、占有者に対して火災、ガス漏れ、一酸化炭素中毒の防止に寄与する警報器の普及させる枠組み作りをお願いします。

(4) 事業継続ができる拠点整備

防災まちづくりを推進する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」等の施策において、防災拠点の非常用発電機等の常用化や、非常時の熱供給のための非常用発電設備の確保の推進をお願いします。

防災拠点に必要な機能として、まちに流出した帰宅困難者の受入れ対策だけでなく、平常時のビル利用者が事業継続できる拠点整備が必要です。

また、防災拠点において、非常用発電機を日頃稼働させていない場合、有事の際に故障やトラブルなどで稼働できない可能性が十分に想定されます。年々頻度が増す酷暑や厳冬時などを考慮すると、防災拠点として事業継続するためには電気設備だけでなく、空調等の熱についても最低限の確保が必要であると考えます。

(5) 防災・災害への強靱化

国と東京都が進めている『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』において、高台まちづくりなどの建築面の推進に加え、「まち」を動かす「エネルギー源の多重化」についての視点を加えていただくようお願いします。

日本は海外の他の都市と異なり、地震災害が多く、近年ではゲリラ豪雨や巨大台風による風水害も多発しています。このような中でも都市機能を維持しうる「災害に強いまち」

を形成するには、高台まちづくりなどの建築面での推進に加え、「まち」を動かす「エネルギー源」の整備・推進が不可欠です。地下埋設物であるガス導管は風水害にも強く、阪神淡路大震災でも被害がなかったほど強靱であり、安定したエネルギー供給が可能です。一方で、建築物の機能維持のための設備は、民間の自助努力だけではなく、政策的に進めることが重要であると考えます。

具体的には、非常時には電源となり環境負荷低減にも資する自立・分散型電源の常用設置を政策的に推進することにより電源を多重化し、また、熱源（空調・給湯等）においても様々なエネルギー源を導入促進することで、災害時においても建築物機能継続が可能になり、都市機能を維持できます。

真に災害に強いまちを実現するため、土木的なまちづくりの視点に加えて、エネルギーの側面からも災害に強いまちづくりの推進を提案します。

(6) 大規模水害への一層の対策強化

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化、頻発化しており、東京においてもスーパー台風の東京湾直撃の可能性などが指摘されることもあります。その際は、高潮や、さらには荒川の上流域における想定を超える降水などの同時発生に伴う複合的な浸水による甚大な人的・経済的被害の可能性も懸念されます。また、荒川の下流で大規模な氾濫が起きた場合には、1日で処理が可能な災害廃棄物の量を大幅に上回り、復旧の遅れをもたらす要因になるとの指摘もあります。特に、江東5区では、その大部分が海拔ゼロメートル地帯であり、大規模水害時には広域かつ長期にわたり水没する危険があります。

ハード面の一層の対策強化は言うに及びませんが、ソフト面でも、平時から大規模・広域避難が必要となる際の具体的な行動等がよりイメージし易くなるような周知等（広域避難から近隣の安全な場所等への垂直避難等へ避難先や避難手段を変更する必要がある際の具体的な行動等を含む）について、より一層の取り組み強化をお願いします。

また、これら地域には企業等も多く所在しており、社会経済活動を早期に復旧させるためにも、排水や災害廃棄物処理等の対策強化とその早期実現についてもお願いします。

(7) 災害時の避難体制の確立

地震や風水害、テロの同時発生時の避難体制の確立、コロナ禍での感染拡大防止と災害避難の両立をお願いします。

また、ハザードマップや避難場所等の更新マップについて、高齢者等にも理解が容易なかたちでユニバーサルかつタイムリーな情報発信をお願いします。これらは喫緊の最重要課題であり、早期の確立が求められています。

7. 高齢化への対策

(1) 高齢世帯向けの家事代行・ハウスクリーニングの助成制度

高齢化の進行に伴い、家事支援に対するニーズが高まっています。子育て世帯に対しては、子育てパスポートをはじめ、各自治体で様々なサービスを手軽に利用する制度がありますが、介護を必要としないシニア層に対する助成制度はあまり充実していません。

アクティブシニアであっても、レンジフードやエアコンといった高所の清掃や、浴室・窓などの無理な姿勢が続く清掃といった自身で行うことが難しい家事は多くあります。

東京消防庁によると、平成27年から令和元年までの5年間で、掃除中の事故による救急搬送件数は3,909件あり、60歳代以上が2,273件と全体の約6割を占めています。

掃除が不十分であると健康被害や火災を引き起こす可能性があり、浴室やエアコンなどのカビはダニの好物であるとともに、カビそのものが真菌症、アレルギーの原因となります。さらには、レンジフードは内部に油脂が溜まっていると換気性能が低下したり、着火して火災になったりする危険があるため、清掃に努めることが火災予防条例でも定められています。

については、高齢世帯向けに家事代行・ハウスクリーニングの助成制度導入を要望します。この助成制度により、都民の健康寿命の延伸、医療費や救急・消防費等の低減などに寄与できると考えます。

(2) 空き家管理の必要性についての啓発活動および管理委託費用の助成制度の創設

少子高齢化の進行に伴い、介護施設入居や長期入院が増え、空き家が増加しています。空き家になることで老朽化が進み、近隣の住環境悪化を引き起こします。また、所有者が存命の間は家の売却や賃貸などの利活用をすることができず、長期間放置されざるをえない実態があります。

また、近親者が代理で管理し、定期的な管理を継続することができず、利活用できる頃には完全に家が劣化してしまうケースや、所有者、管理者ともに「空き家」という認識をしていない場合もあります。

現在の空き家対策は、「空き家」と認識している所有者等に向けたワンストップの相談が中心になっていますが、上記のような「所有者ではない管理者」、「今活用できない人」に向けた啓発や補助が、空き家問題解決のために必要であると考えます。

そこで、活用が難しい状況における空き家の管理（定期管理サービス、草刈り、片付け等）の必要性についての啓発活動とともに、管理を外部委託するサービスについての助成制度を希望します。

(3) 高齢者見守りサービス全般に関する周知や助成

核家族化、高齢化により、単身高齢者世帯は年々増加傾向にあります。離れて暮らす高齢の親がいる場合は、どちらかが亡くなる、入院するなどして親が一人暮らしになると、子供との同居または施設に入れることを検討するケースが少なくありません。

しかしながら、身体が元気な間は、住み慣れた家で、近隣の友人との交流を愉しみ、自由に自立した生活を送りたいと考えている高齢者は多いと思われます。また、自立した生活をする事で高齢者の心身の健康を維持できるメリットもあります。

見守りサービスは、介護サービスほど一般に認知されていませんが、サービス利用者からは「離れて暮らしていても高齢の親が元気であることが確認できて安心である」、見守られる高齢者からも「普段と違う動きがあったときに家族から連絡が来たので安心感がある」といった声があります。

地域に住む人による高齢者の見守り活動についても一定の効果はありますが、コロナ禍においては民生委員などが訪問することも難しい状況にあります。高齢者ご本人やその家族への見守りサービスの一層の周知と、サービス費用を助成していただくことで、コロナ禍でもきめ細やかに高齢者を見守ることができると思います。

(4) 高齢者見守りサービスに関する賃貸住宅の貸主への周知や助成

生涯未婚者率の増加や高齢化の進展により単身高齢者が年々増加している一方、事故や孤独死等のトラブルへの不安から、単身高齢者については賃貸住宅の貸主から入居を拒まれやすい状況となっています。

居住者に異常があった際に緊急連絡先へ通知するなど、様々な見守りサービスが各事業者から提供されていますが、貸主が単身高齢者の入居を拒否している場合、入居希望者が自ら見守りサービスに加入したうえで貸主に対して個別に不安の解消を訴えることは、現実的に難しいという実情があります。

事故や孤独死等のトラブルへの不安を解消するような見守りサービスを賃貸住宅の貸主側に周知し、単身高齢者の入居拒否を解消することが、結果的に高齢者が安心して住まいを確保できる社会の実現につながると考えます。

特にコロナ禍では、以前のように外国人の入居が見込めないことから、孤独死等のトラブルへの不安が解消されれば貸主側も空室対策の観点から単身高齢者に貸したいというニーズが高まっています。

以上の背景から、見守りサービスに関する賃貸住宅貸主への周知や助成を要望します。

(5) 暖房設備への補助制度の追加

ヒートショックによる家庭内事故は、すでに大きな社会課題と認識されています。2021年3月に閣議決定された国土交通省「住生活基本計画」においても、高齢者世帯において「ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」が目標に掲げられているなど、住宅に起因する課題とみなされています。

すでに東京都では「東京ゼロエミ住宅」の基準を満たす新築住宅への補助を実施されているところです。また、ヒートショック対策が特に必要となる高齢者が居住する断熱性能が低い既存住宅についても、断熱強化を中心とする温熱環境の改善に資する諸施策を展

開されています。

しかしながらその一方で、ヒートショックによる家庭内事故が多く発生する脱衣室や浴室における温熱環境の改善に必要な暖房設備については現在対象となっていません。

(一財)ベターリビングの「住宅における良好な温熱環境実現研究委員会」の研究成果・提言においても、水回りを中心とする温熱環境の整備がヒートショック対策として有効であるとしています。

については、「家庭における熱の有効利用促進事業」における現行の補助対象に加えて、水回りの暖房設備についても、設置に係る費用を助成対象に加えていただくことを要望します。また、高齢者の安全を守る観点から、ヒートショック対策として浴室の暖房設備のサブスク化についても希望します。これらの制度の創設・充実により、高齢者が健康で安心して暮らせる住まいの確保、ならびに冬季における医療現場の負荷低減に寄与できると考えます。

8. 教育問題

(1) デュアルスクール制度の活用拡大

With コロナ、After コロナの社会において、新しい働き方や暮らし方として、各省庁がさまざまな角度からワーケーションの促進策を実施しており、東京都においても多摩・島しょエリアを中心にワーケーションの推進を行っています。しかしながら、ICTを活用した就学はコロナによりやむを得ず登校できない児童には認められていますが、ワーケーションには認められておらず、親に帯同する子供の教育をどうするかという課題を抱えています。

この課題に対して、徳島県などがデュアルスクール制度として、学校教育法施行令の「区域外就学」制度を活用し、地方と都市の2つの学校を1つの学校のようにした教育活動を展開しています。これにより、地方移住という高いハードルを越えずとも、関係人口として地方の豊かな自然や文化に触れることができ、多様な価値観を子供に持たせることができます。これは、子供たち1人1人に着目し、個々人の能力を伸ばすことを目指す「未来の東京」戦略にも合致したものと考えます。

については、東京で働く人のより豊かで自由度の高い働き方を実現するとともに、多様な価値観を持った子供を育むため、子供と学校とのマッチング促進など、東京都におけるデュアルスクール制度の関係者への周知や活用拡大の検討をお願いします。

(2) 脱炭素促進のための学校現場における省エネ教育の推進

今般、国は新たな脱炭素目標として、2030年までに温室効果ガスを家庭部門で実質66%削減する方針を打ち出し、ライフスタイルの変革を施策としています。

脱炭素社会実現に向けては、ハードによる対策のみではなく、家庭での新たな日常生活

として省エネ行動を広く社会規範として定着させていくことが重要であり、学校における省エネ教育の推進が必要です。

新学習指導要領においても、「持続可能な社会の創り手」の育成が明記されていますが、教科化されていないことから、その導入は学校の判断に委ねられているのが現状です。

環境省の委託事業において、全国の小中高校等で約 1 万名を対象に省エネ授業を導入したことで、約 5%の CO₂削減効果があったとの報告がされています。

については、即効性・持続性のある脱炭素施策として、省エネ教育を学校のカリキュラムに早期に導入していただきたくお願いします。

以上